

## 河川法等の許認可に係る申請書の標準処理期間

| 処分法       | 区 分                            | 標準処理期間 |
|-----------|--------------------------------|--------|
| 河 川 法     | ① 国土交通大臣の権限に係る水利使用に関する処分       | 10 か月  |
|           | ② 地方整備局長の権限に係る水利使用に関する処分       | 5 か月   |
|           | ③ 砂利採取法の処分が伴う第 25 条の処分         | 60 日   |
|           | ④ 地方整備局長の権限に係る上記以外の処分          | 3 か月   |
|           | ⑤ ④の処分で国土交通大臣の承認が必要なもの         | 4 か月   |
| 海 岸 法     | ⑥ 第 7 条第 1 項（海岸保全区域の占用）の処分     | 3 週間   |
|           | ⑦ 第 8 条第 1 項（海岸保全区域の行為）の処分     |        |
|           | ⑧ 第 13 条第 1 項（海岸管理者以外の者の工事）の処分 | 1 か月   |
| 砂 利 採 取 法 | ⑨ 第 16 条（砂利採取計画の認可）の処分         | 60 日   |
|           | ⑩ 第 20 条第 1 項（砂利採取計画の変更の認可）の処分 |        |

注) 1 標準処理期間とは、申請書が受付窓口の出張所等に到着した日から、処分（許可）の日までの期間をいい、通常要すべき標準的な処理期間の目安を定めたものである。

2 申請者が、申請書類の不備等を補正するために要した期間、又は申請内容を変更するために要した期間は、標準処理期間に含まない。